



# 12月は町税収納強化月間です 税金の納め忘れはありませんか？

町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税などの町税は、私たちが安心して暮らすための貴重な財源です。指定された納期限までに納めましょう。納期限までに納付されなかった場合、督促状や催告書を送付することがありますので、早めの納付にご協力ください。

## ◆滞納を放置しておく…

町では、期限内に納付された方との公平性を守るため、また安定した税収入を確保するため、納税に対して誠意の見られない納税者に対しては財産調査を行い、財産の差押えなどの滞納処分を行っています。

### ○「預金差押え」

銀行・信用金庫・農協・ゆうちょ銀行などの金融機関に照会を行い、預貯金を差押えて、滞納している税金に充当します。

### ○「給与差押え」

勤務先に給与支払い額などの照会を行い、給与差押え後、毎月雇用主から徴収し、滞納している税金に充当します。

○この他、不動産の差押や捜索による動産の差押後、公売で滞納している税金に充当します。

## ◆事情のある人は必ず納税相談を

病気や失業、その他やむを得ない理由で一時的に税金の期限内納付が困難な人は、分割納付などの方法がありますので、必ず税務課までご相談ください。

## ◆納税は口座振替が便利です

町税の納付は、口座から自動的に納付できる、口座振替が便利です。口座振替を希望される場合は、金融機関又は税務課に、通帳と届出印を持って、手続きをしてください。

## ◆コンビニエンスストア、スマートフォン、ゆうちょ銀行でも納付できます

納付書に記載されているコンビニエンスストア又はスマートフォン(PayB、PayPay、LINE Pay)で24時間納付することができます。また、岐阜県・愛知県・三重県・静岡県内のゆうちょ銀行・郵便局でも納付できます。どちらも納付に対する手数料はかかりませんが、有効期限を過ぎた納付書では納付できませんので、金融機関又は税務課で納付してください。

## 従業員の個人住民税は特別徴収で納めましょう！

個人住民税の特別徴収とは、給与支払者が、所得税の源泉徴収と同様に、住民税の納税義務者である給与所得者に代わって、毎月従業員に支払う給与から住民税(町民税+県民税)を徴収(天引き)し、納入していただく制度です。

地方税法第321条の4及び神戸町税条例の規定により、給与を支払う事業者は、原則としてすべて特別徴収義務者として住民税を特別徴収することとなっています。



## 償却資産(固定資産税)の申告をお忘れなく

### ●申告が必要な方

令和3年1月1日現在、事業用の償却資産を所有、貸付している法人や個人

**償却資産**…法人や個人で工場や商店など経営している方や太陽光発電事業を行っている方が、その事業を営むために所有している土地および家屋以外の構築物、機械及び装置、工具・器具および備品等の資産

### ●申告方法

#### ①前年度申告されている方

12月中旬に申告関係書類を郵送します。廃業・休業・資産の増減がない場合でも申告してください。

#### ②令和3年度から申告される方(新規)

令和2年中に新規事業を始められた方は、新しく償却資産の申告が必要です。

該当資産のない場合でも、必ず申告をしてください。

## 新型コロナウイルス感染症にかかる 令和3年度分の固定資産税軽減措置について

### ●軽減対象の方

- ①資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人
- ②資本または出資を有しない法人若しくは個人の方  
で従業員1,000人以下の場合 ※大企業の子会社等は対象外

### ●対象となる税金

設備等の償却資産及び事業用家屋に対する令和3年度の固定資産税(土地は含みません)

### ●軽減を受けるための手続き

「認定経営革新等支援機関等(国の認定を受けている税理士等)」で、軽減対象となることを証明する書類の確認を受け、申告書を提出してください。(確認印が必要です)

※新型コロナウイルス感染症予防のため、郵送提出にご協力ください。

※詳しくは町HPをご確認いただくか、税務課までお尋ねください。

### ●軽減割合

| 令和2年2月～10月の<br>任意の連続する3ヶ月間の<br>事業収入の対前年同期比減少率 | 令和3年度<br>軽減率 |
|---|--------------|
| 50%以上減少                                       | 全額           |
| 30%以上50%未満減少                                  | 1/2          |

### ●償却資産及び軽減措置の申告期限

2月1日(月)

※令和3年度償却資産申告書も併せて提出してください。

## 確定申告(期間前の申告相談)について

- 大垣税務署では令和2年分確定申告会場を、大垣市民会館に開設します。

※令和3年2月16日(火)～令和3年3月15日(月)(土日・祝日は除く)

- 令和3年2月15日(月)以前は、公的年金を受給されている方を主な対象として、税務署又は大垣市民会館のいずれかで申告相談を行いますので、相談を希望される方は、事前予約のうえお越しください。詳しくは、大垣税務署個人課税部門(☎0584-78-4104直通)にお問い合わせください。

※公的年金を受給されている方で神戸町役場の申告相談(令和3年2月16日(火)～3月15日(月)(土日祝は除く))を予定されている方は、新型コロナウイルス感染症予防と待ち時間を短縮できる、上記の事前予約制をご利用ください。